

平成17年大洲市議会第5回定例会会議録 第2号

平成17年8月29日（月曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番 梶田和美
2番 村上常雄
3番 梅木良照
4番 古野青弘
5番 岩田忠義
6番 藤川貢
7番 二宮秀一
8番 鎌田圭二
9番 東敦弘
10番 宮本増憲
11番 押田憲一
12番 宮本喜一郎
13番 上川勝利
14番 山本雅久
15番 山口吉浩
16番 山崎逞
17番 福山保
18番 叶岡廣志
19番 上満武
20番 垣見芳彦
21番 中野忠重
22番 清水久二博
23番 梅木加津子
24番 田中五月
25番 森繁夫
26番 松本金次郎
27番 沖浦賢嗣
28番 矢間一義
29番 東信利
30番 岡孝志
31番 山下勝利
32番 長岡吉男
33番 森川重生

34番 本山清明
35番 渡邊弘務
36番 神井恵一郎
37番 渡邊久義
38番 田中堅太郎
39番 日高照友

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市長 大森隆雄
助役 首藤馨藏
収入役 田上隼藏
総務部
部長 小泉勝明
副部長兼危機管理室長 白石隆壽
副部長兼総務課長 佐伯幸一
人事秘書課長 神元崇人
総務課長補佐 篠原雅人
総務課行政係長 往田秀樹
企画財政部
部長 小島健市
財政課長 松田眞繁
財政課長補佐 松本一
市民福祉部
部長 上村孝廣
副部長兼保険環境課長 山田一昭
社会福祉課長 伊賀弘
高齢福祉課長 吉田直人
建設農林部
部長 三保禮三
副部長兼建設第1課長 城戸良一
副部長兼農林水産課長 松岡良明
副部長兼水道課長 口井睦雄
長浜支所

支 所 長 上 川 慶 信
 肱 川 支 所
 支 所 長 櫻 田 和 明
 河 辺 支 所
 支 所 長 河 本 治
 農 業 委 員 会
 事 務 局 長 蔵 田 伸 一
 教 育 委 員 会
 委 員 長 岩 田 徳 幸
 教 育 長 叶 本 正
 教 育 部 長 尾 崎 公 男
 公 営 企 業
 病 院 事 務 課 長 垣 内 哲
 監 査
 委 員 藤 川 卓 見
 ~~~~~

#### 出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
 次 長 新 野 武 男  
 事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
 調 査 第 2 係 長 新 実 雄  
 議 事 係 長 谷 野 秀 明  
 ~~~~~

議事日程

平成17年 8 月 29 日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第105号議案 平成16年度大洲市歳入歳出
 決算の認定について

第106号議案 平成16年度大洲市企業会計
 決算の認定について

(質疑、討論、表決)

日程第 3

第 97号議案 平成17年度大洲市一般会計
 補正予算(第 3 号)

第 98号議案 平成17年度大洲市簡易水道
 事業特別会計補正予算(第
 2 号)

第 99号議案 平成17年度大洲市病院事業
 会計補正予算(第 2 号)

第100号議案 大洲市連絡所設置条例の一
 部改正について

第101号議案 大洲市報酬及び費用弁償等
 支給条例の一部改正につ
 いて

第102号議案 大洲市公民館条例の一部改
 正について

第103号議案 大洲市営住宅条例の一部改
 正について

第104号議案 大洲市営土地改良事業計画
 の変更について

第108号議案 専決処分した事件の報告並
 びに承認を求めることに
 ついて

(全議案に対する質疑並びに市政全般に対
 する質問)

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 第105号議案、第106号議案

日程第 3 第97号議案～第104号議案、第108  
 号議案

~~~~~

午前10時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、8月24日に開催されました各委員会の正・副委員長の互選結果について御報告申し上げます。

総務委員長に上満武議員、同副委員長に沖浦賢嗣議員、企画財政委員長に山口吉浩議員、同副委員長に東信利議員、市民福祉委員長に梅木加津子議員、同副委員長に矢間一義議員、建設農林委員長に岩田忠義議員、同副委員長に村上常雄議員、文教委員長に山崎逞議員、同副委員長に上川勝利議員、議会運営委員長に日高照友議員、同副委員長に山下勝利議員、以上のとおりそれぞれ互選されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番古野青弘議員、5番岩田忠義議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第105号議案及び第106号議案の議案2件を一括して議題といたします。

この際、申し上げます。各議員の今後の発言時間は、申し合わせのとおり、1人当たり30分以内と制限いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、宮本喜一郎議員の発言を許します。

○12番宮本喜一郎議員 議長

○田中堅太郎議長 宮本喜一郎議員

〔12番 宮本喜一郎議員 登壇〕

○12番宮本喜一郎議員 今回の決算につきまして、新市が誕生した1月11日から3月末までの

約3カ月間の歳入歳出の審査でありまして、既に1月10日までの旧市町村における打ち切り決算の審査は終了していることから、特に気になる事柄について質問をさせていただきます。

まず1点は、市税の収納状況についてであります。

決算書では、市税全体の徴収率は約84.7%となっておりますが、もとより平成16年度の税収は合併前の旧4市町村の分と新市における税収を合算しなければその状況も見えず、過年度の比較もできないと考えておりますが、トータルで見た収入状況について、どうなっているのかをお伺いをいたします。

また、合併により旧大洲市において振替納税が推進されていることになりましたように、徴収体制が大きく変わろうとしておりますが、収納率向上に向けた取り組み方針についてもお伺いをいたします。

2点目は、地方自治体の基礎的な財政状況を示す指標であります公債費比率と起債制限比率についてであります。

この比率がそれぞれ20.5%と13.4%と非常に高くなっております。この非常に憂慮する状況でございますが、決算状況を踏まえた後、今後の見込みと対応はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

3点目は、耐用年数が切れた市営住宅の管理状況についてであります。

市においては、このような老朽化住宅は、退去があってもその後の入居を政策的に控えて政策空き家として管理をされているのが現状でございますが、その政策空き家の管理状況と今後全体に占める割合をお伺いいたします。

地域においてはせっかく市営住宅があっても空き家での管理では意味がなく、かえって放火とか環境の面では非常に困った建物になってくのではないかと心配をしておるところでございます。建てかえが可能であれば建てかえ、また不可能であれば払い下げや緑地の活用を考え

るべきではないかと思うのでありますが、現在の方針について伺いをいたします。

また、住宅の修繕や工事についてもかなりの要望が出されていると思いますが、決算においては不用額が発生しており、実施する際の判断基準等があるのか、あわせて伺いをいたします。

最後に、中山間地域等直接支払制度の事業の効果について伺いをいたします。

この事業は、平成12年度より導入され当初予定の5カ年が経過したところでありますが、農政では初めての直接支払制度事業であり、その成果が問われているところであります。

本市においては、その交付金により地域コミュニティの再生、活性化がなされ、よりよい集落環境の整備に大きな成果を上げているとの報告がありましたが、地区においては将来の目的のために内部保留をしているところもあり、地区に交付された交付金のうちのどのくらい適正に使用をされているのか、市の指導方針とともに伺いをいたします。

なお、本事業につきましては次期5年間も継続されておりまして、今までの体制整備の段階から、ステップアップして目につく成果を上げることが求められる段階となっておりますので、各関係の連携を密にいただき、適切な御指導がなされますようお願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。

○小泉勝明総務部長 議長

○田中堅太郎議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、宮本議員さん御質問のうち、私からは市税の収納状況についてお答えをいたします。

まず、平成16年度の一般市税の収納実績についてでございますが、合併前の旧4市町村分と合併後の新市分を合算いたしました実質の市税収入額は約43億8,600万円でございます。現年課税分の収納率は98.91%となっております。

これを平成15年度の旧4市町村の決算額の合計額約43億7,000万円と比較いたしますと約1,600万円、率にいたしまして0.4%の増収となっております。となっておりますが、収納率では0.28%の減となっております。この収納率につきましては、平成16年度におきましても県下11市の中では1位を堅持しておりまして、これも市民の皆様の御理解と御協力のたまものであると認識しておりまして、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

しかしながら、近年の一般市税の収納率の動向を見ますと、地方経済の低迷もありまして緩やかな減少傾向にあります。このような状況の中、収納率向上に向けた対策といたしまして、納税しやすい環境づくりを目的に平成17年度から新市全域で口座振替により納税ができるようにいたしました。合併後、新規に口座振替を利用される方が1,856人となっております。

また、お勤めの方が納税や納税相談に来ていただきやすいような夜間収納及び相談窓口の開設に向けて検討を進めているところでございます。

さらに、従来どおり滞納者への戸別訪問を日夜実施いたしまして、収納率の向上にも努めているところでございます。

今後とも適正公平な課税に努めるとともに、税負担の公平性が保たれるよう収納率の向上に向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。市民の皆様、また議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、平成16年度決算におけます公債費比率と起債制限比率について、宮本議員さんが申されましたけれども、改めて数値を申し上げたいと存じます。

まず、公債費比率につきましては20.5%とな

っております。これは前年度の旧4市町村の数値を合わせて算定いたしました値と比較いたしますと1.6ポイントの上昇となっております。この要因といたしましては、このたびの市町村合併に伴いまして、環境センターに係る公債費が組合の会計から市の一般会計に移行したこと、それとか比率の計算上の分母となります一般財源の減少などを考えているところでございます。

次に、起債制限比率につきましては、3カ年度平均で13.4%となっており、同様に前年度と比較いたしますと0.8ポイントの上昇となっております。なお、16年度の単年度で見ますと14.6%という状況でございます。

次に、今後の見込みと対応についてお答えをいたします。

公債費の増加は財政の硬直化を招く重要な要素でありますので、中・長期的な見通しのもと、きめ細かな財政運営を行う必要があるわけでございます。今後の見込みといたしましては、さらなる悪化が見込まれまして、起債制限比率につきましては14%を超える見込みとなっております。このことから、県に公債費負担適正化計画を提出しておりまして、公債費比率及び起債の制限比率とも今後この計画のもと適正な水準に戻していく考えでございますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは市営住宅の管理状況についてお答えをいたします。

市営住宅の管理につきましては、合併によりまして77団地、1,097戸を管理することとなりました。このうちで335戸が耐用年数を経過した住宅となっております。これは全体に占める割合

といたしましては11.5%となります。この耐用年数を経過しました住宅は老朽化が進んでおりますし、危険な状況も見受けられることから、建てかえや用途廃止等を検討するために政策的に空き家とさせていただいておりまして、現在入居されておられる方が退去されましても募集は行わないことということにいたしております。

今後につきましては、耐用年数を経過をいたしまして、棟単位で空き家となりました住宅につきましては、危険回避などの管理上の問題から早い時期に撤去をしていきたい、このように考えているところでございます。

なお、今後の公営住宅の建設やその他の目的の住宅施策を実施するためには、これから住宅マスタープラン、それから地域住宅計画などの策定をする必要がございますので、新市の総合計画等の整合性を図りながらこれから検討させていただきたい、このように考えておるわけでございます。

次に、修繕などの判断基準についての御質問がございました。原則的には構造主体にかかわるものについては市で行いまして、備品などの破損につきましては入居者にやっていただく、こういうことを原則にしております。

しかしながら、構造主体でありましても、入居者の重大な過失による場合や、あるいは故意によるもの、それから入居者が希望する工事、例えば空調機器を設置する場合の壁の貫通工事ですとか、物置やひさしなどの増築など、やむを得ないなと認めて許可するものについては入居者の負担ということにいたしております。

以上のようなことを原点といたしまして、入居者と協議をしながら修繕などを行っているという現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○田中堅太郎議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、私の方から宮本議員御質問中、中山間地域等直接支払事業の交付金の使用状況と指導方針についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払事業につきましては、平成10年度から5カ年間、中山間地域の多面的機能を有する国土保全を目的に、市内94集落で事業実施を行ってきたところでございます。

初めに、各集落での交付金の活用状況につきましては、農地保全のための草刈り、それに伴う農機具等の購入費、水路、農道等農業施設の補修、改良、当該事業実施に係る会合の集会施設、農林水産物直売所等の施設整備等に活用されておりまして、各集落とも支出内容は事業目的に沿った適正な活動費用の支出となっております。

次に、平成16年度末現在、中山間地域等直接支払事業交付金は、総額で約4億5,000万円になります。交付金の2分の1に当たります共同取組活動費のうち、各集落での活動費の積立金といたしましては、総額で4,100万円、交付金総額総額に対しまして9.1%の割合となります。また、1集落の平均積立額は約43万円程度が17年度へ繰越金となる予定でございます。この繰越金につきましては、今年度から当該事業が継続となりましたので、今後5カ年間において共同取組活動費として活用することとしております。

なお、今年度からの事業導入に当たりましては、現行対策に加え、今後5カ年間で実施する共同活動計画を明確化する長期計画が必要となりましたので、その計画書の作成に当たり、前年までの交付金の積立額を算入いたしまして集落共同活動費として活用するよう各集落へ指導しているところでございます。

この制度の効果といたしましては、中山間地域における耕作放棄地の発生防止、水路、農道の共同管理による集落の活性化、農業、農村の多面的機能の向上と国土保全の役割を果たして

きたと評価しているところでございます。この制度は、中山間地域の農業振興には必要な事業と位置づけておりまして、積極的に事業推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、梅木加津子議員の発言を許します。

○23番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔23番 梅木加津子議員 登壇〕

○23番梅木加津子議員 それでは、第105号議案平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定について討論をいたします。

この決算は、合併後1月11日から3月31日までの決算です。1月の臨時会で多くの条例が見直し、提案されました。この中で、私たちが地域の住民の皆さんと長年力を合わせてつくり上げてきた制度が廃止されました。

1つは、高齢者の住宅整備事業です。住みなれた家に住める間は頑張りたいという願いを受け、住宅改造するための補助100万円を限度に3分の1です。

2つ目は、補聴器に対する補助です。補聴器は年々いい物が出ますが、高額でした。6万円を限度に3分の1です。

子育て支援として行ってきた出産祝金制度、1子当たり5万円の支給が廃止、子供の医療費

はゼロ歳から3歳未満まで医療費は無料でした。それに上乗せして河辺独自に3歳から4歳未満児までの医療費が無料にされていました。

こうした制度が河辺だけ行っているからと廃止され、予算もなくなりました。本来、こうした制度は多くの市民の皆さんの暮らしと福祉、子育てを支援する制度として、発展させていくことはあっても廃止などされるべきではないと考えます。3歳から4歳未満の医療費の無料化は八幡浜市でも実施が始められました。全国1,260自治体の実施しています。今や小学校に上がる子供さんの医療費の無料化や高校までの医療費の無料化が全国で実施されています。新大洲市で実施しても、わずか2,050万円です。こうした制度が新しい大洲市でも今後復活実施されることを求めるものです。

本議案は、こうした福祉や住民サービスを後退させた条例廃止の結果、予算の削減が一般会計で行われたものであり、認められません。

次に、国民健康保険事業特別会計について討論をします。

臨時議会で課税額と率の見直しがされました。河辺では均等割1万8,000円が2万2,000円になり、平等割2万2,000円が2万6,000円に、所得割が8.5%が8.3%に、資産割が75%が43%になりましたが、総体的に住民負担が上がるものでした。旧河辺の国保加入者が持ち込んだ基金、貯金1人当たり10万円を超えるものでした。本来こうした貯金を配慮して対応されるべきであります。

河辺の場合、水道代から消費税が取られ、住民税も上がり、多くの住民サービスが廃止され、さらに新たな負担が重ねられたのでは、暮らしに大きな負担となり、合併の際の協議で住民の暮らしに大きな変化が生じないように激変緩和が考慮されるべきなのにされませんでした。また、負担は軽い方に、サービスは高い方にとという説明がされましたが、半年もたたないうちにほごにされました。6月にはさらに国保税が

引き上げられたのです。

こうした点から、第105号議案に反対をいたします。

○田中堅太郎議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第105号議案平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は認定されました。

次に、第106号議案平成16年度大洲市企業会計決算の認定についてを採決いたします。

この議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は認定されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第3、第97号議案から第104号議案及び第108号議案の議案9件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、梅木加津子議員の発言を許します。

○23番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔23番 梅木加津子議員 登壇〕

○23番梅木加津子議員 それでは、一般質問をいたします。

広島、長崎への原爆投下から60年がたちました。我が国はさきの戦争を深く反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを決意いたしました。この憲法の平和理念を守り、被爆国として核兵器を持たない、つぐらない、持ち込ませないという非核三

原則を守り、核兵器全面禁止、廃絶、軍縮と恒久平和を世界に訴えるために非核平和宣言をこれまで全県下で宣言しています。新しい大洲市でも宣言を行うことを求め、一般質問に入ります。

まず、第101号議案報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について御質問いたします。

第101号議案は旧町村の市会議員報酬を7月から旧大洲市並みに引き上げようとするものです。引き上げに要する総額とおやめになった議員さんの報酬額を明らかにしてください。

報酬等審議会の答申に基づいて報酬を検討するのであれば、在職中の議員の報酬総額で検討するべきと思うがどうでしょうか。

報酬等審議会の答申が6月に出了ましたが、解散が言われる中で、やめられる議員の報酬を予測して総枠を超えないという答申が出ていたのか。

情報公開が当たり前になっている今日、審議会の委員のお名前と委員会議事録の公開をしないのはなぜでしょうか。

また、9月7日に失職するのであれば、7日までの報酬にするべきと思いますが、どうですか。たった3カ月で議員の年金が引き上げになります。

こうした議員の報酬の引き上げは市民の合意は得られないと思いますが、どうでしょうか。

次に、17年度の一般会計補正についてお聞きます。

6、7月にやめられた議員の報酬は減額されていませんが、どのように取り扱いをする予定ですか。

また、県に提出したと言われる大洲市公債費適正化計画を明らかにしてください。

次に、介護保険法の改正に伴う市民の福祉を守ることと要支援者の家事援助の継続などについてお尋ねをいたします。

6月の法改正で、10月から施設入所者の食事代、ホテルコストが利用者負担になります。こ

れにより施設入所者に説明があり、やっていけない、どうしたものかの声が出ています。法改正で引き上げになる該当者はどのくらいありますか。その救済策は検討していますか。

また、来年4月から保険料区分の見直し、地域包括センターの保健師の仕事などさまざまな制度の見直しが言われています。大洲市としてどのようにしていく計画か。

これまで自立の方を支えてきた地域支援事業はどのようになりますか。

これまで旧市町村で行ってきた主な事業と、国と市の負担が4分の1ずつになると、市として浮く財源はどの程度になりますか。

利用料が取られる方はどのくらいになりますか。また、徴収するおつもりでしょうか。

要支援1、2と要介護2の方は今後3年間で入所できなくなると言われていますが、どの程度の方が該当しますか。どのように救済するおつもりでしょうか。

地域空間整備交付金を受けるに当たり、どのような計画を持っていますか。地域密着型サービスが創設されましたが、具体的な説明をしてください。

要支援の方の家事援助は続けるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子育て支援についてお尋ねします。

日本の人口が2006年をピークに減少すると言われる中、少子化対策、子育て支援の環境づくりは急務です。大洲市の次世代育成行動計画がつくられました。計画の中心対象者は18歳未満の児童とその保護者、未婚の男女になっています。平成17年から21年の5年間の計画のようですが、その主な市の行政施策と目標を明らかにしてください。

厚労省の次世代育成支援対策整備交付金が6割増しで出されました。八幡浜市では、3歳から4歳未満の通院費の無料化や学童保育を6カ所実施するなど、具体的に取り組んでいます。大洲市としても具体的に実施するおつもりはな



いか。

また、今回高校生の遠距離通学者に対する子育て支援として、通学費補助や下宿補助、寮設置などお考えはないかお聞きします。中心地から離れた地域から高校に通う場合、通学費の負担や通学の足の確保が大変です。下宿が減り、部屋代が高騰し、賃金は減っています。河辺では親御さんが毎日送り迎えをしている。仕事もあり負担が大きい。通学補助、下宿補助、寮建設など検討するおつもりはないか、重ねてお聞きします。

倒木処理の作業に対する支援事業についてお尋ねいたします。

倒木の運送費補助が6月議会で決められました。その成果はこれからだと思います。一方、倒木を搬出するより山の中で処理する方が費用もかからない。倒木搬出が木材価格の低下を招いているのではないかと心配されています。林家が山で倒木処理することに対する支援をしてほしいという声にこたえるおつもりはないでしょうか。

次に、憲法9条を守り、平和を守る立場についてお尋ねします。

市長は6月議会の議員一般質問に対し、憲法9条について交戦権は明確に否定するが、憲法の中に自衛隊の存在を明らかにし、国際貢献を行えるように何らかの規定を設けることは必要と答弁されました。

そこで、お聞きします。憲法9条2項が戦力の不保持を定め、そのもとで自衛隊は戦力ではないという建前をとってきたために、武力行使を目的とした海外派兵も集団的自衛権の行使も武力行使を伴う国連軍への参加もできないことを政府は説明してきました。第2項に自衛隊という名であれ、自衛軍という名であれ、ともかく軍隊、戦力として扱えるようにしてしまえば、第1項の戦争を放棄する条項が残っていても、海外派兵も集団的自衛権も行使でき、国連軍に参加できるようになります。戦争する国に

なります。1928年、日本は不戦条約で戦争放棄を締結いたしました。戦争ではないということで満州事変、上海事変などの名のもとに侵略を拡大していきました。第2項を変え、自衛隊を憲法上の軍隊にすると、戦争ではない、国連の行動に参加するだけだといった理屈で第1項の意味を持たなくなるわけです。市民の世界の平和と日本の平和の願いに反するものと思いますが、いかがでしょうか。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの梅木加津子議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点の大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてでございますが、具体的には後ほど助役以下で詳しく御答弁申し上げますので、私の方からは総括的な考え方について述べさせて、御答弁にかえさせていただきたいと、このように思います。

ただいま御質問いただきました現議員さんの任期でございますが、もう残りわずかの期間となったわけでございます。合併協議会及び報酬審議会を通じて長い間決めることのできておりませなんだ議員報酬額の改定につきまして、今回けじめをつけさせていただいた案で御提案を申し上げたところでございます。議会の新体制の中で新市建設計画の推進に早く取り組みをしてまいりたいという思いを強くいたしまして、今回熟慮をいたしました結果、議員報酬の統一、引き上げを決断したものでございます。

市民の皆様の中には一部引き上げに対する御批判の声があることは私も十分承知をしておるところでございます。次の機会には私もそうした御批判も十分に考慮しながら対策をしなければならぬと考えておりますが、また議会におかれましてもそのように対応をしていただけるものと思っておるわけでございまして、いずれ

行く行くは御理解をいただけるのではなかろうかと考えておるところでございます。ぜひともこの点御理解を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げ、総括的なお答えにさせていただきたいと思います。

次に、最後にお触れになりました憲法第9条を守り、平和を守ることにについての御質問でございますが、お話にもございましたように、これはさきの6月議会において当時の大野議員さんの御質問にお答えをいたしました。趣旨は、だれの目にも明らかな自衛隊の存在を憲法第9条第2項にありますように陸海空軍その他の戦力は保持しないなどということではなくて、憲法上明らかにした方がよいのではないか、実態に即した改正が必要なのではないか、その上で、形はどうあれ、国際社会の中での実質的な貢献が必要ではないかということを個人的見解として申し上げたところでございます。その際、国家が戦争を行う権利、交戦権については明確に否定しておりますし、ましてや憲法第9条第2項に自衛隊を位置づけるというような具体的な答弁はいたしておらないつもりでございます。

梅木議員さんがどう受け取られましたかは別にいたしまして、そのことが海外派兵に道を開き、戦争する国づくりにつながる、それを容認をするなどという思いは私は一切持っておりません。申し上げるまでもなく、日本は他国のみならず自国に住む大勢の人々の命をも結果的に奪ってしまったわけでありますから、その反省から戦争の放棄と恒久の平和を誓ってきておるわけでございますから、その理念は将来にわたっても永久に堅持されなければならないものと考えております。

憲法に関しましては、その改正の是非、内容の是非を含め、まだまだ多くの時間を要するのが実態でありますし、国のレベルでさまざまな論議がなされているもの、いくべきものと思っております。日本国あるいは日本国

民にとって平和は恒久の願いであり、議員さんも私も平和に対する思いは同じであると考えておりますので、以上基本的なことについてのお答えとさせていただきます。

他の問題につきましては、それぞれ助役以下各部長の方からる御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 梅木議員さん御質問中、大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてのうち報酬関係と報酬審議会関係についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、報酬引き上げ額の総額であります。在職議員39人のうち旧町村選出議員に係る報酬の総額につきましては1,514万円でございます。また、辞職されました議員の報酬額は、7月、8月、9月分で1,590万8,000円となります。

次に、在職中の議員の報酬総額の範囲で検討すべきであるとの御指摘でございますが、そういう考え方もちろん含めまして実に多くのいろいろな考え方の中から、結果的に今回提案いたしました内容となったわけでございます。新大洲市の規模や他市の状況等を総合的に検討いたしまして判断した結果でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、審議会で答申される際に辞職議員の報酬を予測した上で出したのではという御指摘でございますが、報酬審議会の答申は10人の委員さんが計4回にわたり慎重に審議を重ねてこられました結果でございます。報酬審議会への諮問は新大洲市の議員及び農業委員の適正な報酬額についてでありまして、自主解散とか辞職といったようなことは審議会が関知することではありません。答申の趣旨はあくまでも56人の議員さんが在任特例期間末まで在職されることを想定しての総枠という考え方であります。その

上で、市民感情や現下の財政状況等を総合的に判断し、改正するに当たっては最低限総枠の範囲内におさめるべきであるとの考え方が示されたものと考えております。

次に、審議会の委員さんの氏名等の公表につきましては、今回の審議案件が議員及び農業委員の報酬に限定され、特に合併協議会の中でも結論の出なかった極めてデリケートな問題であったことから、率直な意見の交換や意思決定に至る中立性等を考慮し、審議会委員全員一致の意思に基づきまして非公開と決定されたものでありますので、御理解のほどをお願いいたします。

次に、7日間の在職でなぜ1カ月分の報酬が支給されるのかという意見でございますが、大洲市報酬及び費用弁償等支給条例第3条第2号に、報酬が月額で定められている場合においては、新たに就職したときはその日から日割り計算により支給し、離職または死亡のときはその月分の全額を支給すると規定されておるところでございます。旧河辺村の条例も同様でございます。

したがいまして、今回の場合、9月7日まで議員として在職されるのでありましたら、規定上9月分の報酬は全額支給されるべきものであると解しておるところでございます。

次に、議員年金の問題でございますが、地方公務員等共済組合法に基づきますすべての地方議員に対処いたしました公的年金制度であるわけでございます。議員年金の毎月の掛金につきましては、報酬額に応じ議員本人と市の双方が負担しているところでございますが、この掛金は一定率で決まっており、議員報酬が変更になれば、あわせて掛金も変更されることになります。当然のことながら多くの掛金を支払えば、それに見合った多くの年金を受けることができるのでありまして、年金額が上がるのは、いわば結果論であります。そういったことまで考慮いたしまして報酬の統一を図ったということで

はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それではまず、平成17年度の一般会計の補正予算に関し、議員報酬の予算措置についてお答えをさせていただきます。

平成17年度当初予算における議員報酬は現員現給での予算計上とし、議員56人の在任特例期間である10月末までの7カ月分に加えまして、11月からの新しい議員定数30人分につきましては、報酬額の最も高い旧大洲市の報酬額を基礎に来年3月末までの5カ月分を計上いたしております。

このように、議員報酬につきましては当初予算において措置をしているところでございますが、今回の報酬条例の改正に伴います予算と、6月、7月における17人の議員さんの辞職に伴います予算を調整いたしますと、全体としては不用額が生じることになるものでございます。この不用額につきましては、今後平成18年3月議会におきまして最終の補正予算により調整を行うこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大洲市公債費負担適正化計画についてお答えをいたします。

大森市長が提案理由の説明の中で申し上げましたように、起債制限比率が14%を超えるか、もしくは超える見込みとなったときには、公債費負担適正化計画の策定が求められます。当市の平成16年度の起債制限比率は、指標となる3カ年平均値は13.4%でございますが、単年度では14.6%となっております。平成17年度におきましても14%を超える見込みとなり、この計画を策定すべき要件に該当することになったものでございます。このため、大洲市公債費負担適正化計画を策定し、県に提出したところでご

ざいます。

その計画の概要を申し上げますと、公債費負担適正化計画の期間は平成17年度から平成23年度までの7年間となります。また、適正化の目標として起債制限比率を13%以下にすることが求められているわけでございます。そのため、計画期間の単年度起債発行額を30億円程度に抑えることによりまして公債費を減少させ、計画最終年度の平成23年度にはこの起債制限比率を12.4%とする計画にいたしております。

なお、この計画の概要につきましては、企画財政委員会の中でも御説明をしまいたいと考えておりますが、今後この計画に基づきまして適切な公債費の管理に努めながら、中・長期的に安定した柔軟性のある健全な財政構造をつくっていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私からは、介護保険法の改正、要支援者援助継続及び子育て支援についてお答えをいたします。

まず、介護保険関係のうち施設入所者負担増の影響と対策についてでございますが、今回の介護保険法改正によりまして、本年10月から施設サービス利用者の居住費、食費が利用者負担となります。この見直しによりまして自己負担がふえることとなりますので、利用者負担をできるだけ少なくするために、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所しておられます所得の低い方を対象に、特定入所者介護サービス費を給付することになっております。これは今回の見直しによりまして、施設利用者の負担について、所得の状況に応じ4つの段階に区分することとし、そのうち所得の低い第1段階から第3段階までに該当する利用

者の負担を軽減するために創設されるものでございます。申請により認定となった場合には、施設に支払う利用料につき負担上限額を超える利用額につきまして、市から施設に支払う仕組みになってございます。その結果、生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税者である老齢福祉年金受給者が対象となります第1段階の方は改正前後において負担額に変更はほとんどなく、世帯全員が住民税非課税者で、年金収入額等が80万円以下の第2段階の方は逆に負担が減ることになります。また、世帯全員が住民税非課税者で年金収入額等が80万円を超える第3段階の方につきましては、負担はふえますが、それを抑制するものとなっております。これら以外の第4段階の方につきましては給付の対象外でありますので、負担は増加することになります。

現時点での入所者の割合であります。第1段階が約5%、第2段階が約53%、第3段階が約12%、第4段階が約30%となっております。随時入所者の移動に伴い、この割合は変動いたしますので御了承いただきますようお願いをいたします。

さらに、高額介護サービス費につきましても見直しがなされることとなっております。世帯全員が住民税非課税者で、年金収入額等が80万円以下の方は負担上限額が引き下げられることとなっております。そのほかにも、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用改善を初め、先ほど御説明いたしました特定入所者介護サービス費の支給対象とならない方でも、高齢夫婦世帯等で収入が一定額以下となる場合の軽減措置、旧措置入所者の負担軽減措置なども予定されておまして、今回の見直しにより施設を退所しなければならないことのないよう、所得の低い方に対しきめ細かい配慮を行うことになっております。

退所を余儀なくされる方をどの程度見込んでおるのかという御質問がございましたが、想定

をされるといたしましたら、第3段階、第4段階の方が考えられるわけですが、段階を区分していますのは本人及び世帯の所得状況のみによるものでございまして、実際には別世帯の身内の方が援助されている場合も考えられますので、退所を余儀なくされる方の人数の予測は実際には困難であるのではないかと思います。

しかしながら、退所せざるを得ない状況にある方に対しては、各施設との連携を密にいたしまして、できるだけ早く適正に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、制度見直しの実施方法及び影響と対応についてでございますが、来年4月以降施行となる改正の中で被保険者の皆様に影響の大きいものとしたしましては、第1号被保険者の介護保険料、賦課の見直しや要介護状態に陥らないための予防を重視した介護予防システムの構築などが中心となっております。

その保険料賦課の見直しについてでございますが、現在保険料につきましては原則5段階に分けて賦課することとなっております、特別な必要がある場合に限り住民税課税者の区分を1つふやし、全体で6段階とすることが可能となっております。今回の見直しによりまして、その課税者の区分について、市町村が条例により区分数、保険料率等を弾力的に設定できるよう措置を行うことが予定されております。これは市全体で必要とする保険料総額を被保険者の皆様にどのように負担をしていただくかの話になってまいります。

今後、大洲市地域福祉推進委員会において給付見込み量の決定がなされた後に保険料についての検討をいたしてまいりますので、また委員会での御意見を参考に、低所得者の方に対し配慮することはもちろん、被保険者間の負担の公平化ということを十分考慮の上検討をしてまいりたいと考えております。

また、介護予防のための中核機関に位置づけられております地域包括支援センターにつきましては、要支援者及び軽度な要介護者を対象とする新予防給付や、要介護状態に陥る可能性のある自立の高齢者を対象とする地域支援事業の一体的介護予防マネジメント、総合相談、ケアマネジャーの支援などを行うこととなっております。その設置につきましては、新予防給付の実施と合わせ、平成18年4月から平成20年3月までの2年間の猶予期間がございますので、設置時期、設置数、運営主体などについて、現在大洲市地域福祉推進委員会におきまして検討をしているところでございます。

しかしながら、国からの情報も限られている中で、市及び各事業者の準備も進んでいないのが現状でございまして、平成18年4月からの設置は困難ではないかと考えております。今後、委員の皆様にご意見をいただいた上で、適切な時期に決定をしてまいりたいと考えております。

なお、今回の改正により利用者の皆様に影響があることにつきましては、今月、10月改正に関する文書を既に配布しているところでありますが、今後もいろいろな形で周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域介護福祉空間整備等交付金及び地域密着型サービスについてでございますが、既に創設されております地域介護福祉空間整備等交付金につきましては、各市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するための交付金でございまして、以後3年間の市町村整備計画を策定し、国に提出することとなっております。

この申請時期につきましては、平成18年1月末までに県を通して四国厚生支局に申請することになってございます。このようになってございますので、当市といたしましても大洲市地域福祉推進委員会での御意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

国は、各市町村から申請のあった計画のうち、施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い市町村整備計画から優先して採択することとしており、採択となった場合には計画に記載された個々の事業の着工時期に合わせ、各年度ごとに交付されることとなっております。その交付金の交付対象となります地域密着型サービスにつきましては、市町村が事業所の指定、指導監督等を行うもので、原則としてその市町村の被保険者のみが保険給付の対象としてサービスを利用できることとなっております。

その中で、今回新たに制度化されるサービスとして上げられるのが、小規模多機能型居宅介護でございます。提供するサービスは、通い、訪問、泊まりがありまして、基本的には通いを中心に利用者の状況等により随時訪問や泊まりを組み合わせまして在宅生活の継続を支援していくものでございます。

第3期介護保険事業計画策定におきましては、市町村内の地理的条件、人口、交通事情、施設整備状況等を総合的に勘案して設定される日常生活圏域ごとにこの地域密着型サービスの整備をしていくこととなっておりますので、その基本となる日常生活圏域をどのように幾つ設定するかということもあわせ、大洲市地域福祉推進委員会におきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、要支援対象者の家事援助継続についてでございますが、新予防給付の対象者は介護認定審査会において現行の介護の必要度に係る審査に加え、高齢者の状態の維持、改善可能性の観点から審査を行い、その結果を踏まえて市町村が決定することとなっております。

具体的には、現行での要支援者と要介護1の方のうち状態の維持、改善可能性のある改正後の要支援2の方が対象者となります。サービス提供に当たっては、家事援助が一律にカットされるのではなく、適切なケアマネジメントに基

づいて提供される家事援助につきましては認められることになっております。

また、生活機能の維持向上を積極的に目指すという目的を明確にし、利用者の意向に基づいて専門家の支援も得ながら、利用者が生活機能の維持、向上に対する積極的な意欲がみずから獲得できるように促す働きかけが重要となるものでございます。

また、自立支援事業に関する御質問でございますが、介護予防につきましては、メニューにもよりますが、お体の状態にかかわらず全高齢者を対象とするのが基本でございました。しかし、このたびの見直しによりまして、要介護状態に陥るおそれのある虚弱高齢者に対し介護予防のための各種事業を行うことになったものでございます。このことによりまして、既存の老人保健事業や地域支え合い事業において実施されてきました各種事業がすべて新しい制度での地域支援事業に組み込まれ、既存の各種事業がなくなるわけではございません。現在、国におきまして具体的なメニューについて検討がなされておりますが、それにつきましてもあくまでもガイドラインでございまして、各市町村を拘束するものではございません。

したがいまして、今後既存の事業をどのように扱うのか、新しい地域支援事業において何を実施するかにつきましては、今後大洲市地域福祉推進委員会において慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

また、指定介護予防事業に係る介護サービス計画費、介護報酬とかプラン作成費、こういった財源構成はどうなっているのかという御質問がございました。いわゆる予防事業といたしまして1号の保険料、65歳以上の方でございますが18%、2号の保険料につきましては32%、あと公費といたしまして、国が25%、県・市町村がそれぞれ12.5%ずつとなっております。

要介護1、2、3の方が入所できないようになるのではないかと、こういった方に対してど

のように対応するのかという御質問がございました。今回の事業計画におきましては、10年後の平成26年度におきまして、介護保険3施設を利用するものを要介護度2以上に限定をするとともに、利用者数全体に占める要介護4、5の方の割合を70%以上とすることを目標とすることが示されておるものでございます。

平成17年6月の介護認定者は2,269人ございまして、そのうち要介護1、2、3の認定者は1,221人で認定者の53.8%を占めておるところでございます。1,221人中現在介護保険施設に入所されておられます方は228人ございまして、18.6%の方が施設を利用されておるところでございます。この入所されておられる方が施設を出なくてはならない状況になるわけではございません。今後入所につきましては審査が厳しくなる可能性はあると思われませんが、現在の入所者が強制的に退所されることはないと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上のことにつきましては、今年度策定予定の第3期介護保険事業計画に反映させるべく大洲市地域福祉推進委員会におきまして議論をしていただくことはもちろん、各事業所、被保険者の皆様に適宜情報提供を行い、理解を得ながら健全な介護保険事業の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、子育て支援のうち次世代育成支援行動計画と具体的な施策についてでございますが、この大洲市次世代育成支援行動計画につきましては、今年度から平成21年度までに達成すべき目標指標を掲げまして、子育て支援を中心に、集中的、計画的に少子化対策に取り組むために本年3月に策定をいたしましたものでございます。この計画では、次の3つの具体的な目標の実現に向けて取り組みを進めることにいたしております。

まず1つ目は、すべての子供が健やかに育つ

よう、親が中心となりまして、これを地域が支援して、子供が安全に楽しく育つまちづくり、生きる力をはぐくむ教育・学習の推進、子供の人権の尊重と自立への支援を進め、子供が健やかに育ち自立するまちの実現を目指します。

2つ目は、男女の子育てへの共同参加の促進を図りながら、子育て家庭への支援、母と子の健康づくりを進めまして、親が安心して子供を産み、育てられるまちの実現を目指します。

3つ目に、若者の出会い、定住環境の整備を図り、子育てを行う保護者のコミュニティづくりを行いながら、30代、40代の親が地域で子育て活動を行いやすいよう地域維持活動を高齢者が担い、子育てを支援する地域の子育てネットワークづくりを進めまして、地域が子供と子育てを支えるまちの実現を目指します。

これらの具体的な施策といたしましては、保育所、幼稚園、小学校、中学校に非常通報装置を設置したり、保育所の整備を初め子育て支援センターの設置や特別保育事業の充実など、5年後の目標を設定しております。

なお、これらの計画、目標につきましては、本年9月の広報「おおず」に掲載をしておりますし、また大洲市のホームページには全計画を公開しておりますので、ごらんをいただいたらと存じます。今後、この計画の推進につきましては、市民の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、学童保育及び4歳未満までの通院医療費無料化並びに通学、下宿補助、寮設置についてでございますが、まず学童保育につきましては、6月議会でもお答えしておりますように、平成17年5月から喜多児童館の1室を活用して事業を実施しております、現在8名の児童に利用をいただいております。

議員御提案の次世代育成支援対策施設整備交付金に基づきます学童保育の補助のメニューはございませんが、今後他の地域における学童保育の取り組みにつきましては、本年9月に市内

全校の小学校1年生から3年生の保護者を対象に希望調査を行いましてニーズを把握してまいりたいと考えております。その調査結果をもとに、希望者の多い地域につきましては、学校の余裕教室を含め、設置場所や指導員の確保等が整いましたら、開設に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、4歳未満までの通院医療費の無料化についてでございますが、本年1月の臨時議会、3月、6月の議会で答弁いたしましたように、今後愛媛県において対象年齢の引き上げが実施されれば、それに連動する形で検討してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、高校生の遠距離通学者に対する通学費の補助と下宿補助、寮の設置についてでございますが、市内には公立高校が3校、私立高校が2校ございます。交通機関を利用されたり、自転車やバイク、家族の方が送迎をされている家庭もございます。また、下宿をされている方もございます。それぞれが工夫をして通学をされておりますが、高校となりますと県下全域にまたがりますし、現在愛媛県ではこれら通学費等の補助制度はございません。

したがって、市といたしましては依然として厳しい財政状況にございますので、市単独での事業の実施は困難と思われます。御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○田中堅太郎議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、私の方からは、議員御質問のうち倒木処理作業の支援についてお答えいたします。

昨年のたび重なる台風の襲来によりまして、市内各所において大小さまざまな山林被害が出ていますことは御承知のとおりでございます。

この件につきましては、市単独の新たな助成制度であります森林環境保全緊急整備事業をもって対応しているところでございます。

事業内容といたしましては、国・県の補助対象とならない比較的小規模な被災地を対象に風倒木の搬出に係る運搬経費及び苗木植栽経費の一部を補助することで事業推進を図っているところでございます。

議員御質問の山中放置による倒木の処理に対し、それにかかる費用を林家へ助成してはどうかとの御質問でございますが、事業支援の公平性を保つための補助採択基準の設定や作業経費の算定が困難であること、また山中に放置することによりまして放置木が二次災害等を引き起こす危険性が予想されますので、これらを未然に防止するためにも倒木の搬出を実施していただくことが望ましいと考えておりまして、当対策はこの事業をもって対応してまいりたいと考えております。

なお、当該事業の実施に当たっては山林所有者の御理解が必要不可欠でありますので、森林組合など関係者と協議を図りながら事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

今後におきましても、森林の有する多面的機能かつ公益的機能を発揮できるよう、県、森林組合等の関係機関と連携を図りながら林業の振興及び森林整備に努めてまいりたいと考えていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○23番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔23番 梅木加津子議員 登壇〕

○23番梅木加津子議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、報酬についてですけれども、報酬等審議会の名前も出せない、議事録も公開できない



ということが前例になりますと、今後各種の審議会の委員名や議事録が公開されないということになってしまうのではないかと、秘密裏にすべてが行われるようでは市民の皆さんの合意は得られないのではないかと思います。今回、結果として結論が出た段階でも、報酬等審議会の議事録は公開されるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、議員の報酬については7日でも、河辺でも条例でなっていましたというお返事でしたけれども、今全国あるいは愛媛県下でも日にち割りで報酬を出すということは普通になっています。そうした中では、今後検討するおつもりはないかお尋ねをしたいと思います。

説明がありました議員年金の総額、やめられた方、それから報酬の引き上げの金額には共済、いわゆる退職金の市の掛金の金額が入っていません。それで含めると、ともに1,700万円余り、あるいは1,600万円程度になり、かなりの金額が出てまいります。私たちは報酬等審議会が合併後答申を出して、市長がそれに基づいて提案をするということで合併前まで申し合わされてきたというふうに認識をしております。報酬等審議会が枠を超えないということは、解散をすることを前提にしていなかった、やめた人のお金まで考えてはいなかったということですから、報酬等審議会の答申に基づけば、やめた方の報酬の枠まで入れて検討というのは市長としていかなものかと思いますが、御答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、大洲市の公債費適正化計画ですが、これについては委員会に提出されるということで、議長にこの資料を、計画表をいただきますようお願いをしときたいというふうに思います。

それから、介護保険法の改正に伴い市民の福祉を守る立場での質問に対しては詳細に御説明いただきましたが、まだ法改正になって速やかな計画が立っていないという実感を受けまし

た。今後それぞれ対応される際に、市民の皆さんの暮らしに立脚した対応策をぜひ立てていただきたいというふうに思います。

特に2回目の質問に当たって、自立の方が地域支援事業、包括的な地域支援事業ということでこれまで介護予防事業などが行われてまいりましたが、今回これが変わりましたら、新たにこれまで無料だった、サービスで受けられたものが費用負担が出るのではないかとされていますが、この点について国と市が4分の1ずつ、これまで2分の1だったものが4分の1ずつになって、利用者負担も取られるという話になってますが、この辺の御説明をいただきたいというふうに思います。

それと、地域空間整備事業ですが、ぜひ施設の必要なところを重点的にという話でしたので、河辺では大洲、肱川、長浜にあって何一つ高齢者福祉施設がございません。そういう意味では、来年度から引き上げが予定されている介護保険料の引き上げは多分予測されるだろうと思いますが、サービスも同等に受けられてこそ介護保険料の納入も考えられるものであります。その点では、ぜひ地域空間設備交付金を充て、地域密着型のサービスとして小規模多機能型の介護支援施設の検討をしていただく予定はないかということで、重ねてお聞きしたいというふうに思います。

子育て支援については、通学費補助、下宿補助、寮建設などの補助はない、したところはないという話でしたが、旧内海村では通学補助、定期代に対する補助が月額1万5,000円で上限を設けてやられておりました。決してないわけではありませんので、その辺は。また、寮建設については小田町でもおやりになってますので、入り口の段階で今けられましたけれども、そういうところがないということではけられましたが、あるわけですから、どうされるのかお返事をいただきたいというふうに思います。

最後に、憲法の問題でお聞きします。

平和を願う願いは一緒だとおっしゃっていただきました。まさに市民の皆さんは再び戦争の惨禍にまみれたくないという思いはどなたも一緒だろうと思うし、未来永劫平和であってほしいという思いを、その先頭に立って頑張られる市長として宣言をされましたので、ぜひ県下各地で制定されてます非核三原則を守って、核兵器全面禁止・廃絶、軍縮と恒久平和を願う非核平和宣言をするおつもりはないかということをお尋ねして2回目の質問を終わります。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 梅木議員さんの再質問中、在職議員の報酬総額で検討した場合の1カ月の額についてお答えをいたしたところでございます。改正条例を適用いたします7月から9月までの3カ月分で計算いたしますと、平均で21万6,000円でございます。仮に在任特例期間末まで在職されたといたしまして、10月の1カ月分を繰り上げて計算をいたしました場合には28万8,000円となるところでございます。

なぜ今引き上げるのかということでございますが、考え方といたしましては、1月11日の合併の日までさかのぼると、年度区切りの4月までさかのぼると、あるいは8月からとするとか、9月からとかいろんな方法があると思います。審議会の答申の中で、合併の日から6月末日までの期間については遡及させないという答申があったわけでございます。そのようなことから今回のことになったわけでございます。

それから、審議会の委員さんの氏名、それから議事録の公開についてでございますが、審議会の名簿につきましては、ことし1月から個人情報保護条例が施行されておりますことから、その扱いにつきましては慎重を期するために実質審議に入ります前に本人の意思を確認いたしましたところ、公開は非という全員一致の意思表示がありましたので、そのことにより公開は

できないということでございます。

議事録につきましては、情報公開条例におきまして率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものなどは非公開情報として取り扱うことができる旨の規定がございます。このことから、議事録につきましては審議検討または協議に関する情報を公にすることによって外部からの圧力や干渉等の影響を受けることがないように非公開とされたものでございます。

また、審議会の中で公にしないことを条件にした上での発言内容でありますし、記録はあくまでも事務局保管用として扱っているものでございます。現段階では公開すべきものではないと考えておるところでございます。

それから、9月7日に辞職するのに1カ月分は不適切じゃないかということでございますが、私もちょっと不勉強なところはあるわけですが、県内の市で離職したときはその日までで報酬を支給するというのは新居浜市が1件あるのを承知をいたしております。また、全国では大垣市などもあるわけですが、ほとんどのところは私とこと同じようなその月のものは支給するというふうなのが現状になっておると考えております。

それから、議員年金が引き上がることにつきましてでございますが、議員年金の毎月の掛金につきましては、議員さん本人と市の双方が負担しておるところでございます。報酬の改定によりまして市負担の共済費の増額分は112万350円となっております。

なお、辞職した議員さんの共済費の減額分につきましては、17人分で171万450円となっております。先ほどお答えもいたしましたとおり、報酬審議会といたしましては年金のことまで加味した答申ということはございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 梅木議員さんの再質問のうち、1つ目の地域支援事業の関係で利用負担をどのように見込んでおるのかと、どのようなのかというような御質問じゃったと思います。

現在実施しております老人保健法に基づきます保健事業と介護予防、地域支え合い事業がございますが、来年の4月から実施されます地域支援事業として開始をされますメニューにつきましては、国が現在抽象的に例として示されておるわけでございますが、その実施に当たっては各市町の判断で決めることができるようになっておるようでございます。現在の事業のメニューにつきましても組み込まれる可能性もありますが、また現事業がなくなると決まったわけでもございません。並行いたしまして存在する可能性もあると考えておるところでございます。

また、利用負担がどうなるかにつきましても国からまだ具体的に示されておりませんので、今後国から示された段階でその辺につきましてはまた対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、2つ目の河辺地区には施設がないというようなことで、今回御提案されております小規模多機能型の施設について検討される予定はないかという再質問でございました。

これにつきましては、どの地域に何の施設を幾つ整備するかにつきましては、まず日常生活圏域をどのように設定するか確定させた後に、その圏域内の状況によって判断するものでございますので、現時点で河辺地域に整備できるかということについてはお答えできないのが現状でございます。

したがいまして、河辺地域に限って施設整備を検討するということではなくして、河辺地域

を含めて新しい大洲市で日常生活圏域をどのように設定するのか検討する必要があるでございますので、委員会におきましてもそういったことを踏まえましてより慎重に協議をしていただくように考えておりますので、御理解をいただけたらと思います。

それから、3つ目の子育て支援のうち通学補助の関係でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、県においては通学費等の補助制度はないというふうになっておりましたのでそのようにお答えをさせていただきました。また、市町村につきましては、今お説のとおり一部の市町村についてはそういった補助もしておるということ聞いております。

そういうような中で、再度検討することはしないのかという御質問でございましたが、先般も大洲高校に問い合わせをいたしました。そこで伺った範囲内でございますが、列車とかバス等を利用して通学されている生徒さんは約170名おられるそうでございます。このうち通学距離区分のうち最も長い20キロ以上の通学者は90名となっております、また下宿等の生徒さんも6名おられるということで、この中には市外、遠方から来られておる生徒さんもございます。

それから、先ほども申し上げましたように、大洲市には5つの高校がございます。仮にこういった状況の中でどこで線引きするかは別といたしまして、仮に検討する場合、このような状況を考えてみますと、大洲高校だけを見ても御承知のように人数は多ございます。そういった中で、厳しい財政の状況の中では困難であるというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○佐伯幸一総務部副部長 議長

○田中堅太郎議長 佐伯総務部副部長

〔佐伯幸一総務部副部長 登壇〕

○佐伯幸一総務部副部長 梅木議員さん再質問

の中でありました非核平和宣言都市の関係でお答えを申し上げます。

御承知のとおり、合併前の旧市町村におきましてはこの宣言がなされていたと思うわけですが、合併によりまして現在白紙になっている状況でございます。この件に関しましては、新しい議会の体制等が整いました段階で、議員さんとともに協議しながら再度検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたと思います。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

○23番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔23番 梅木加津子議員 登壇〕

○23番梅木加津子議員 再々質問をいたします。

まず、介護保険についてですが、最後の地域密着型のサービスについてはどこにするかというのは大洲市全体の中で考えたいという御説明でした。しかし、国の計画案では中学校区で検討するという形で書かれています。そういった意味では、河辺地域は1中学校区として検討されるべきではないかというふうに思います。

最後に、アンケートが介護保険の改正前に市民福祉課の方でとられたのではないかと思います。このアンケートについて公表いただくようお願いを申し上げたいと思います。

子育て支援についてお尋ねをします。

厳しい財政ということで無理だという話でされましたが、厳しいのは財政だけではありません。市民の暮らしが厳しいからこそ財政が厳しいのであって、今回子育て支援の法律がつけられたということは、日本の未来、将来が子供たちが少なくなっていく中で本当に大変だということで法律がつけられたわけですから、そういう意味では子供たちを育成するということで対象年齢は18歳未満になったということで、もっとしっかりと子育てを支援する対策がつけられ

るのが当然だというふうに思います。

そういった意味では、具体的な子育て支援策が打ち出されずに、またどの地域でも安心して健やかに育てるという目的を今回の支援行動計画は立てていながら、山間僻地の人たちについてはお金がないから、厳しい財政だからと門前払いをする、それでは本当に暮らしに寄り添う政策にはならないのだというふうに思います。そういった意味では、子供たちの実態の環境に寄り添いながらいかに子育てを支援するか、いかに子供たちを健やかに対等に育てていくかという観点抜きに今後の教育政策、子育て支援は考えられないと思います。

そういった意味で、今回の次世代育成計画をつくられたその当事者として、こうした問題についてどのように寄り添っているのか。こういう問題があることは把握されてるわけですから、どのようにしようというふうにお考えなのかお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 まず、梅木議員さんの再々質問のうち、1つ目の中学校単位でも国が示しておるんだから、そこらをとらえていったら施設整備ができるんじゃないかというようなことを言われたと思います。そういったことでやるべきじゃないかというお話でございました。

この日常生活圏域につきましては、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活をしていくことが可能となるような基盤整備をすることを目的に、身近な生活圏域にさまざまなサービス拠点が連携する面の整備をしていこうとするものでございます。

具体的には、人口、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位などの地域特性を踏まえて設定する必要がありますが、国からも試行的に中学校単位などで設定したものをあく

まで事例という形で示されているだけで、特に基準というものは示されておられないわけでございます。

そのような中で、今後におきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、今回の事業計画における施設整備計画につきましては、日常生活圏域で、その生活圏域という枠組みの中で検討すべき問題、これが先決でございますので、そこらを御理解をいただいた上で今後も地域福祉推進委員会におきまして協議、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。

それから、2つ目の子育て支援の考え方でございますが、この計画につきましては3月末に大洲市の行動計画をつくったわけですが、これにつきましては背景は平成15年に国が次世代の支援法という法律をつくりました。国全体で取り組んでいかなければならないという認識のもとに、県におきましても子育て地域福祉プランといった、県においてもつくられておるわけですが、こういったことをもとにして、大洲市におきましても今回策定をしたものでございます。この計画は、先ほども申し上げましたが、福祉分野だけでなく、教育、保健、地域環境など広範囲にわたってございますので、今後はこの計画を実行するためには、庁内各課だけでなく関係機関、団体と一体となって取り組んでいかなければこの計画を網羅していくことはできないと思っておりますのでございます。

また、この行動計画におきましては、先ほども言いましたように広範囲にわたっておりまして、全部で100以上の事業を網羅いたしまして、そのうち30余りの事業については新規事業ということで、そのうち特に取り組んでいきたいものについては先ほど申し上げたとおりでございます。

この子育て支援につきましては、御承知のとおり、基本的には国だけじゃなくして、県も市

も地域も家庭も一体となってこの問題に関心を持っていただいて、また企業の方も今いろいろ育児休業の問題なんかも議論されておられるようでございますが、こういったことを国全体、みんながそろってこの問題に関心を持っていただいて前向きに取り組んでいくということが必要ではないかと思っております。

そういうような中で、私どもといたしましては、窓口の部といたしましてそういった計画の中で一生懸命取り組んでまいりたいと考えておりますので、その点については御理解をいただいたらと思います。最少の経費で最大の効果を上げるといってもございますが、そういう観点に立ってやってまいりたいと思っておりますので、ぜひとも御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 梅木議員さん再々質問まで、いつもでございますが、熱心にやっていただきますので、それにお答えしまして、私の多分所信といいましょうか、見解を聞きたいということだろうと思っておりますので、根底にあるのが、1点だけお答えをしたいと思っております。

9月11日は選挙の日でございますが、私龍馬の道を歩くことにしております。いつも河辺、大変合併に至ります間もそうございましたが、いろいろ中央に吸い込まれてしまうのではないかという御懸念が腹の底にいつもおありるんだろうと思うわけございまして、そうにならないように、なかなか半年でございますので、取ったか見たかのように方向づけができておるわけではございません。しかし、せんだって、これは行ってみましたら農協の行事でございました、年金友の会という会合に午前中行ってきました。そして、皆さん方と接する中で、やっぱり河辺のことも忘れんようにせないけんという気持ちでやっております。

まだ目に見えていろいろ、あれをこうしたどうしたということはできておりませんけれども、肱川のことも長浜のことも、大洲の中心部だけでなしに、できれば議会の後の懇親会ももう大洲ばかりでやらずに、肱川、長浜、河辺もふるさとの宿でやれるかなあということで見にまいりました。80人や90人ぐらいやったらやれるということでございますので、ぜひ2年に一遍ぐらいは上がって、皆さんと一緒にやっぱり河辺のことも知ろうじゃないかというようなこともやっていきよるわけでございまして、決しておろそかにはしておりませんので、そのことだけ、きょうの答弁ではなかなか事務屋という者は石橋をたたいて渡りますのでかたい答弁になったかと思いますが、そのことだけ申し述べさせていただきますので、大変お世話になりましたが答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 それでは、しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時43分 休 憩

~~~~~

午後1時00分 再 開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、渡邊弘務議員の発言を許します。

○35番渡邊弘務議員 議長

○田中堅太郎議長 渡邊弘務議員

〔35番 渡邊弘務議員 登壇〕

○35番渡邊弘務議員 それでは、私は山鳥坂ダムの今後の取り組みについて質問いたしたいと思います。

山鳥坂ダムの問題が持ち上げられ、ダムの予備調査が始まって以来24年がたちました。そうした中で、私たち水没する地域の会合も

1,000回以上になっております。こうした中で、水没住民は精神的、肉体的に日常的生活に本当に苦痛をしております。いまだにまだ明るい見通しがついておりませんが、今回の国土交通省の計画によりまして、治水ダムというようなことで大分見通しがついてまいっております。

そうしたことを考えると、一日も早くダムの着工をしていただきたく考えております。国土交通省の平成18年度に環境調査が終わるというような話を聞いておりますが、19年度に入ったら県道のつけかえ工事をしたいというような計画も聞いております。今後どのようにして進められるのか、市長さんの明快なる答弁をお願いしたいと思います。

1 番目に、鹿野川一京造間の県道のつけかえについてどのような進捗状況になっているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、京造一岩谷間の県道のつけかえ工事の見通しはどうかお伺いしたいと思います。

この2点について明快な御答弁をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、私も今期限りで議員を勇退させていただきたいと思います。考えれば7期26年5カ月間、皆様方の御指導と御鞭撻によりまして大過なく過ごさせていただくことができました。今後は大森市長さんを初め新しく議会が誕生するわけでございますが、衷心にしてこの大洲市がますます発展することを願って私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの渡邊議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

山鳥坂ダムのことにつきましては、まさに今言われたとおりでございまして、大変長い間御心労を煩わして経過をしとるわけでございま

す。特に、渡邊議員さんはちょうどこの近くでおられますし、最初からお世話になつると聞いております。

具体的に明快に言えということですが、私もそういうことで、できるだけ物事の進め方としてそういうのが信条ではございますが、なかなか国・県相手ではございまして、明快にいつからということはいづらい点もあるわけではございますが、機会あるごとにそういうことの陳情、また要望をしてまいっておりますし、最近に至りましては非常に国・県ともに限られた3つの日本全国でダムを建設ができることの市町ということで、そういう対応をしてもらつたような気がしております。ですから、それだけに責任もあるわけではございますが、これは皆さんの御理解と御協力と、それからそういう熱意がなかったらなかなか今後進んでいけないというふうに思っておりますので、基本的にはそういうことで皆さんと一緒に進めていきたいと思つた次第でございます。

一応準備してくれております答弁書がございますので、言い間違いをしてもいけませんので、これに基づきまして御答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず1点でございますが、鹿野川地区のつけかえ県道についてでございますが、主要地方道小田河辺大洲線の鹿野川工区1.1キロメートルにつきましては早急に着工する必要があるということから、各権利者個別に可能な範囲、可能な内容で測量等のお願いをするべく鋭意努力をしております。おかげさまで承諾を得た部分の測量につきましては、愛媛県により実施をされているところでございます。

なお、残る区間につきましても、御理解をいただけるように県とも連携しながら鋭意努力を今しておるところでございます。なかなか地元に対する説明というものが足らないのではないかという話を時々聞くことがございます。そういうことに一日も早く商店街の皆さんも含めて

関係の県道沿いの地権者だけでございまして、全体の皆様に話を聞いてもらおうという機会を一日も早く持ちたいとは思っているんですが、まだ半年余りということで、実際にいつそういうことができるということまで、日にちまで段取りが至っておりませんが、できるだけ早い機会にそういうことをして、みんなにやっぱり聞いてもらう、同じ目線で聞いてもらって、それなりの受けとめをしてもらって何を考えるか、どういうふうに商店街を含めて鹿野川の町を考えておるんかということをやぜひともお話をさせてほしいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目でございますが、京造一岩谷間のつけかえ県道についてはどう考えとるんかということでございますが、これは国交省で山鳥坂ダム建設事業に先立ちまして、先ほど言われましたように大気、水環境や動植物、景観等の自然環境への影響に関する調査、予測、評価を行う環境影響評価の法手続が現在鋭意進められております。この環境アセスにつきましては、方法書、準備書、評価書の段階の手続を行い、平成18年度中に完了する予定と伺っております。当大洲市といたしましても、諸手続がスムーズに行えるように積極的に協力していきたいというふうに考えておるところでございます。現在そういうことで進められておるところでございます。

この環境影響評価と並行いたしまして、国交省では主要地方道小田河辺大洲線のつけかえ道路及び市道の現地測量、つけかえ道路の測量設計が実施されておりまして、環境アセスの諸手続が終わり次第つけかえ道等の工事に着手をしていただけるものと現在受けとめておるところでございます。詳細な図面も見せていただきまして、これはそういうことで進んでいくというふうに確信をしておるところでございます。

肱川流域の治水対策は大洲市の最重要課題でございまして、そのような認識をしておるとこ

ろでございますが、特に山鳥坂ダム建設事業の推進には格段の配慮と最大限の努力を今後も引き続きしていきたいというふうに考えております。

先ほど議員さんが言われましたとおりでございます。まして、議会を去られましても、関係者の一人として大変経過等もよく御承知でございます。今後地域住民の方々との中間に立っていただきまして、中心部の私とこの近くへおいでのようでございますが、心はひとつ肱川町に置いていただきまして、一緒にこの問題の解決にぜひひとつ御協力いただきたいものだというふうに思っておる次第でございます。本当に長い間ありがとうございました。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(35番渡邊弘務議員「ありません」と呼ぶ)

次に、神井恵一郎議員の発言を許します。

○36番神井恵一郎議員 議長

○田中堅太郎議長 神井恵一郎議員

[36番 神井恵一郎議員 登壇]

○36番神井恵一郎議員 議長の許可を得ましたので、さきに通告しております食育基本法と地方自治体の取り組みについて質問をいたしますが、問いかけている計画、条例、会議の設置は任意であることは存じてございます。義務ではないわけでございます。しかし、今当市を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題として受けとめていただきまして、市当局の前向きな答弁を期待し、質問に入ります。

国民の平均余命、健康寿命ともに1985年以来連続して世界一の長寿社会を実現している我が国は、経済成長による衛生環境の改善や医療技術の進歩などに支えられていることは言うまでもありませんが、穀類やいも類などに偏した食事の内容が、食事の洋風化などによって1960年代以降30年間に急激に変化し、栄養のバランスが著しく改善されたことも長寿社会に貢献していると言えます。

しかし、最近では、脂質摂取過多など栄養バランスの欠如に起因する生活習慣病の増加、若年層を中心とした不規則な食事などの食生活の乱れ、適度の痩身志向、加えて毎日の食事のうち18.5%の外出、中でも昼食の外出率は20、30代で6割、40、50代でも5割を超しており、食の外部化率は40%を超しておると言われております。ほとんど半分近くが家庭の食卓からお店の食卓の方にシフトしている実態。主要先進国の食糧消費の変化でも、過去1965年から40年間で日本の肉の消費量は335%、油脂類は177%に増加、一方穀類は33%、野菜は11%減少したことにより、伝統的な米食を柱とした日本人の遺伝子に最も適した、しかも先人が2,000年をかけて養い、受け継いだ食文化をおろそかにし、日本型食生活を劇的に変えてきた事実。肉1キログラムを生産するのには穀物飼料、いわゆるオリジナルカロリー10キロが必要とされており、これら食糧資源の浪費。さらに、特定保健食品の市場規模が過去5年間で5倍強に拡大、必要な栄養素を食事以外に求める傾向が強まってきている現状。

また、世界には約8億4,000万人に上る栄養不足人口が存在する中、我が国は世界最大の食糧準輸入国である一方で、かなりの食べ残し、廃棄が発生しており、資源の浪費はもとより環境への負荷の増大などが課題となっており、これらのことを背景に食育基本法は食育の国民運動を起こし、国民一人一人が食の安全安心を確保するとともに、生活習慣病など食生活の改善を推進し、食生活の乱れを正そうとするという目的で昨年の通常国会に提出、継続審議となっておりましたが、法案はことし4月14日、衆議院本会議で賛成多数で可決、6月10日の参議院本会議で2年越しの成立を見たことは御案内のとおりであります。

基本法は、食は豊かな人間性をはぐくむために何よりも重要でありまして、食の知識や食の選択する力を持つ人間を育てることを基本理念

に4章33条から成り、特に第3章基本的施策第19条では家庭における食育推進、20条では学校、保育所における食育の推進、21条では地域における食生活改善のための取り組みの推進、23条では生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化など、国及び地方公共団体の役割、必要な支援、知識の啓発、その他必要な施策を講じることになっており、今後国においては総理を会長とする食育推進会議を設置、基本計画をつくって国民運動と取り組み、同じように地方自治体も推進会議を設置、計画をつくり、家庭や学校、保育所での取り組みを盛り上げ、農業者、食品産業などの自発的な取り組みを促す上で食育が法律の裏づけを持つ意味は非常に大きいと考えるところでございます。

2000年、当時の文部省、厚生省、農林省が鳴り物入りで作成した食生活指針の国民の認知度は、平成4年1月現在で25%にとどまっておりますが、浸透しておらず、食育がその二の舞、看板倒れにならないよう、地域色、創意工夫にあふれた具体的取り組みが必要であり、市町村に大きな期待が寄せられているところであります。

市当局におかれましても、食育推進会議を設置、食育推進計画の作成、実施推進のための条例制定など取り組みが今後進められるのではないかと考えられますが、そこで食育に関しての基本的な考え方、具体的な取り組み方、取り組みの所管は建設農林、市民福祉、教育のいずれかが持たれるのかをお伺いしておいたと思います。

国においても、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係行政機関等が連携し、食育の推進、指導の充実、国民的運動の展開に取り組むこととしており、市当局でも市民全体の問題として各部、各課を越え食育が市民運動に発展するよう期待するところであります。

食育という言葉は、御案内のように村井弦斎先生の書いた「小児には徳育よりも知育よりも体育よりも食育が先」という文章がもとになっているようでございます。画一的になったのでは意味がなく、幸い新大洲市には山もあれば海もあり、生命産業である農林漁業、一次産業者、つまり食べ物をつくる現場であります。21世紀は自然と人間、人間と人間、人間と過去、つまり環境、国際化、文化の3つの結び合いが重視され、特に農の時代と言われております。BSE問題を発端に、アジア諸国での鳥インフルエンザ蔓延、残留農薬偽装表示、無登録農薬使用問題など食の安全性に関する問題が立て続けに発生し、消費者の食の安全安心、国内自給率の確保に今ほど関心が高まっている時代はないわけでありまして、自給率40%、輸入農作物に依存している我が国では安全性の確保は難しく、消費者はどこでだれがどのようにしてつくった食べ物なのか、顔の見える範囲内でつくられた食べ物を求めており、そういった消費者ニーズにこたえて、各地で身土不二とか、あるいは地産地消運動が展開されております。

当市でも、各層各界と連携を取り、食育基本法とあわせて地産地消運動を進められたらと考え、お考えをお伺いしておいたらと存じます。

また、先例地自治体の小学校では、5、6年生を対象に献立、調理等のすべてを子供だけにする弁当の日を設けたり、家庭科では家庭や地域に古くから伝わる料理を子供たちが調べ学習を行い、一人一人が調理実習をするなどの取り組みを実施するなど、食を核にした生きる力づくりを实践させて、実績を上げている学校。

また、宮城県の宮崎町商工会では、地域の消費の流れが7割になったことの危機意識から、商工会で村おこし事業を立ち上げ、「食の原点は家庭の食卓にあり」を合い言葉に、町じゅうの家庭料理を持ち合って展示する「食の博物館」、ミュージアムのイベントを実施して、地元の食材を使った昔ながらの保存食、漬け物の

展示試食会や農家の庭先、畑などを会場にした農業体験なども加わり、来場者が2日間で1万5,000人に上るイベントとなり、地域の保育園、小学校などに広がり、伝統食、行事食の伝承に役立っている町。

特にまた注目したいのは、食育都市として全国から注目をされております福井県小浜市、大洲市よりは人口も大分少なく、3万4,000人の小さな町ですが、奈良、平安の時代から豊富な海産物、食材を朝廷に献上し、天皇の食料を供給する御食国として知られております。このような豊富な食材、歴史的背景をもとに食をまちづくりの中心に据えた食のまちづくりを進めており、食を支える農林水産業はもとより、環境産業の振興、環境保全や健康の増進、食の教育までつないでいこうとする壮大な取り組みであり、既に平成14年には全国初の食のまちづくり条例を施行、条例に基づき、地産地消の推進、食の安全安心の確保など幅広い分野について、食のまちづくり課を設置し精力的に取り組まれておりまして、昨年は御食国若狭おぼま「食育文化都市」の宣言をするなど、全国の自治体や大学、研究機関から注目され、小浜市の条例を参考に、既に埼玉県でも条例化が取りまとめられているなど全国的な広がりとなっております。

これから当市が取り組まれると考えられます条例化される場合も、ぜひこれらの先例事例を参考にいただきまして、食育職の専門職を配置した課を設置されるなど、合併新市となり、全国でもトップクラスの生産を誇るシイタケを初めとする林産物、伝統と歴史のある野菜の産地、それに海が加わり、これら恵まれた海の幸、山の幸、豊富な資源の特性を有効に生かし、活用して食育に結びつけた振興策に取り組むを図られてはいかがなものでしょうか。

新市の地域別方針として、大洲地域は文化かおる都市拠点と農業交流ゾーン、長浜地域は海の幸と活力のあるまちゾーン、肱川地域は湖と

里山ゾーン、河辺地域は山の幸と文化の源流ゾーン、それぞれの中でも食育の位置づけを明確にして、市当局、大洲市民、事業者等が共同して食のまちづくりができ、「きらめき創造大洲市ーみとめあい ささえあう 肱川流域都市ー」として、それぞれの地域に住む5万2,000人の人たちが合併して本当によかったと感じられる新大洲市の都市像を目指して取り組んではいかがなものでしょうか。

御提言を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○叶本正教育長 議長

○田中堅太郎議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、神井恵一郎議員さんの御質問にお答えいたします。

食育基本法と自治体の取り組みについてですが、食育につきましては幅広く市民福祉部、建設農林部、教育委員会とそれぞれ関連、役割等があるわけではありますが、私の方でまとめて答弁をさせていただきます。

日本では、米を中心に多様な食品をバランスよく摂取する日本型の生活が変化中、その影響による栄養バランスの崩れから来る生活習慣病の増加など、今日的な社会問題も招いております。このため、食の基本に立ち返り、食文化のあり方を学習し、教育的な体系に位置づけることが必要となつてまいりました。食に関する情報が社会にははんらんする中で、教育的な体系に位置づけることによって栄養、安全面からの食のあり方を学ぶだけでなく、伝統食の継承、生産者と消費者の相互信頼、地域農業の活性化等にもつながることが期待できると考えております。

大洲市においても、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであり、家庭、学校及び地域を中心として食育を推進する必要があると考えております。

平成17年7月に施行されました食育基本法

は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とするものでありまして、この食育基本法における食育とは生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと定義されているものであります。

この職員の推進体制につきましては、議員御指摘のとおり国・都道府県及び市町村と段階的にそれぞれの食育推進会議の設置、食育推進計画の作成等に取り組むこととなっております。ただ、法律の施行後間もないこともありまして、国・県レベルでの基本計画等もまだ制定されていない状況でありますので、国・県の動向を注視しながら今後積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、具体的施策の事業展開までには時間がかかると思われますが、現在の大洲市における取り組みを申し上げますと、保健事業では健康日本21大洲市版による健康づくり計画に基づく取り組みの展開、大洲市食生活改善推進協議会による実践活動、各種健診及び学級時における栄養指導、小児生活習慣病予防教室の開催、保育所、保護者への食育教育等により、市民一人一人の健康づくりや生活習慣病予防のため、栄養、食生活の改善に関する取り組みを行っております。

また、学校関係における望ましい食習慣の育成は、何よりも家庭への啓発が大切だと考えております。このため、給食の時間や家庭科、学級活動の時間を通じて食に関する授業の取り上げと保護者参観による啓発、地域の公民館と連携しての親子料理教室、郷土料理教室の開催、子供の食生活を指導したり学校給食を管理するための栄養教諭制度の創設等により、家庭や各機関、団体と連携しながら食に関する指導の充

実を推進していきたいと考えております。

農林関係といたしましては、平成12年度から、農業農村の大切さについて幅広く理解を深めていただくため、子供や消費者を対象に、食料を生産し供給する食の教育の事業推進に努めているところでございます。

この事業は、平成21年度まで県地方局管内の市町、関係団体、農業組織代表等で組織し、事業推進に当たることとしております。事業内容としましては、小・中学校を対象とした農業体験学習、消費者との交流会、食と農を考えるシンポジウム等を開催し、食農の大切さと農業や食品産業についての正しい知識の普及、食文化の継承に取り組んでおります。

食育の推進に当たっては、食生活が自然の恩恵と食にかかわるさまざまな活動によって支えられており、生涯にわたって健全な食生活を実現することが必要だと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。議員さんよりただいま全国的な先進地の具体的な取り組みや御提言等をお聞かせいただきました。これらのことを参考にしながら今後取り組んでまいりたいと考えております。

なお、取り組みの所管につきましては、農林漁業、市民福祉、教育などそれぞれの役割が示されておりますが、大洲市におきましては県の所管、健康増進課に準じ保健センターが担当することにしたいと考えておりますので、そのように御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○田中堅太郎議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 ただいま神井議員の御質問中食農法と自治体の取り組みの関係で、農林関係につきましてお答えしたいと思います。ただいま教育長の方から答弁いただきましたが、重複する点御了承願いたいと思います。

それでは、農林水産関係といたしましては、議員御指摘のとおり、平成12年度に農林水産省が食生活指針を作成いたしまして、食育を推進する一環としてその普及啓発を図ってきたところでございます。

具体的なものといたしましては、先ほど教育長の方からも答弁がございましたように、愛媛県の農業、農村の理解を幅広く深めていただくため、子供や消費者を対象に、食料を生産し供給する食農教育の事業推進に努めているところでございます。この事業は、平成12年から21年度までの10年間の計画で、県地方局管内の市、町、関係団体、農業生産組織代表等で組織いたしまして、食生活指針をさらに具体的な行動に結びつけるものとして普及啓発を図っているものでございます。

次に、地産地消の取り組みでございますが、このことは農業生産者にとりましては地域農業の活性化の一環となりまして、消費者にとりましては地元の安全な農産物を購入することにより食生活の安心を得ることにもつながり、市といたしましても重要な課題として認識しております。

当市では、学校、保育所などの給食において地場産業物の活用を効果的に取り組み、促進に努めているところでございます。また、生産者と製造者の連携した取り組みといたしまして、大洲産100%を使用した豆腐の商品化の実現化を図ってきたところでございます。さらに地域の生産者が地元消費者に直接販売するなど、各地で自発的な取り組みも見られているところでございます。

今後におきましても、JA、県普及室、農業生産者組織等と連携を取りながら、地産地消の事業推進、また農林水産業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(36番神井恵一郎議員「ありません」と

呼ぶ)

以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

明日 8 月30日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第97号議案から第104号議案及び第108号議案の議案9件に対する質疑と市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日はこれにて散会いたします。

午後1時36分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員